

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付する。

令和 8 年 2 月 27 日

岩手県企業局県南施設管理所長 伊藤 邦彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 県南施設管理所管理棟清掃業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託場所 企業局県南施設管理所（北上市北工業団地 5-8）
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札の日において、令和 7・8・9 年度岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に清掃（庁舎）で登録されている者のうち、花巻市、北上市、西和賀町、奥州市、金ケ崎町のいずれかの市町に本社又は支店等（岩手県内に本社を有する者に限る）を有していること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (4) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒024-0102 岩手県北上市北工業団地 5-8

岩手県企業局県南施設管理所総務課 電話 0197-66-3233（直通）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月16日（月）午後2時15分

岩手県企業局県南施設管理所 2階会議室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

(1) 本入札は最低制限価格制度を適用する。

(2) 入札保証金に関する事項 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年3月9日（月）午後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県企業局県南施設管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加

（3）により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(8) 調達手続きの停止

令和8年度岩手県電気事業会計予算及び岩手県工業用水道事業会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

詳細については、入札説明書及び特記仕様書による。